

**令和6年度多摩区タウンプロモーション推進事業委託  
企画提案書作成・応募要領**

**1 業務委託件名**

令和6年度多摩区タウンプロモーション推進事業委託

**2 委託業務内容**

別紙「令和6年度多摩区タウンプロモーション推進事業委託仕様書」のとおり

**3 履行期限**

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

**4 契約方法及び業務規模概算額**

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 契約上限額

6,765,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**5 提案資格**

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 応募期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「99 その他の業務」のうち、種目「01 催物会場設営及びイベント、運営・企画」、「08 広告代理」または「99 その他」で登録予定の者。
- (4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者。

**6 参加意向申出書の配布及び提出について**

本プロポーザル参加のために必要な「参加意向申出書（様式1）」の配布及び提出については次のとおりです。受理後、提案資格の結果を通知します。

(1) 配布について

多摩区役所のホームページから「参加意向申出書（様式1）」をダウンロードしてください。

(2) 配布・受付期間

令和6年2月26日（月）から令和6年3月4日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）

受付時間は、午前8時半～12時、午後1時～5時とします。

※郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残る方法を用い、締切日必着とします。

(3) 提出先

「13 問合せ先及び提出先」参照

(4) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書に基づき提案資格を確認後、令和6年3月5日（火）に提案資格確認結果通知を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は電子メールで、登録していない場合は郵送で交付します。

## 7 委託業務及び企画提案書等に関する質問の受付について

委託業務及び企画提案書等に関する質問については、電子メールにて受け付けます。電話・ファクスでの質問は受け付けません。

(1) 受付期間

令和6年3月5日（火）から令和6年3月7日（木）午後5時まで

(2) 送付先電子メールアドレス

71tisin@city.kawasaki.jp

(3) 回答

令和6年3月8日（金）までに提案資格のある全事業者に電子メールで回答します。

## 8 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式自由）・・・10部

様式は自由ですが、A4サイズで10ページ以内とします（表紙及び裏表紙を除く）。次の事項を盛り込み、わかりやすい内容とすることを心がけてください。

(ア) 当該事業に対する御社の考え方や今回の業務に対する取組の基本姿勢

(イ) 委託業務仕様書の業務内容の各項目における具体的な取組内容及びスケジュール

(ウ) 本業務の実施体制

イ 見積書（様式自由）・・・1部

見積額とその積算の根拠を示し、企画内容とのバランスが取れたものとしてください。

ウ 御社の業務実績（様式2）・・・10部

エ 予定技術員の経歴・経験（様式3）・・・10部

(2) 提出期限等

ア 提出期限 令和6年3月15日（金）午後5時

イ 提出方法 紙媒体と電子媒体いずれもご提出ください。

（紙媒体）郵送または持参

（電子媒体）PDF形式でメール送付

※郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残る方法を用い、締切日必着とします。

ウ 提出先 「13 問合せ先及び提出先」参照

(3) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出後の企画提案書等の差替え、変更または追加は認めません。
- イ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかどうかを見る資料として取扱います。企画提案書等の内容は尊重いたしますが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限りません。
- ウ 企画提案書の受理後、本市が必要と判断した場合には補足資料を求めることがあります。

## 9 プロポーザル評価選考委員会によるヒアリング

評価にあたり、企画提案書等についてヒアリングを実施いたします。

### (1) 日 時

令和6年3月21日（木）午後

### (2) 場 所

多摩区総合庁舎10階会議室

※応募状況に応じて、ヒアリングをウェブ会議システムによりオンラインで実施する場合又は企画提案書類による書面審査のみとする場合があります。実施方法や時刻等の詳細事項については、各事業者へ別途連絡いたします。

### (3) プレゼンテーション

提出された企画提案書に基づき、25分程度（提案者によるプレゼンテーション15分、質疑応答10分程度）で行います。なお、プレゼンテーションは提出のあった書類を用いて行うこととし、当日新たに資料を追加することはできません。

## 10 企画提案書の評価及び委託業者の特定について

別紙「令和6年度多摩区タウンプロモーション推進事業委託に係る企画提案書評価基準」のとおり。

## 11 選考結果の通知

選考結果については、企画提案書を提出した全事業者に、令和6年3月27日（水）（予定）に電子メールで通知します。（同日郵送発送いたします。）また、選考結果は市ホームページに掲載します。

## 12 その他

- (1) 要請手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語・円
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 企画提案書等の作成、提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して応募及び選定取消の措置を行うことがありますのでご注意ください。

- (5) 提出された企画提案書は返却いたしません。なお、提出された企画提案書等は、受託選定に係ること以外に提出者に無断で使用いたしません。
- (6) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。
- (7) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

### 13 問合せ先及び提出先

〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎10階

多摩区役所まちづくり推進部地域振興課 仲村

電話 044-935-3148

電子メール 71tisin@city.kawasaki.jp

※問合せ及び提出の受付時間

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

受付時間は、午前8時半～12時、午後1時～5時とします。